

平成27年度事業計画

島根県における平成25年度末の汚水処理人口普及率は76.2%（うち浄化槽14.7%）と前年度の74.0%（うち浄化槽13.7%）から2.2ポイント（うち浄化槽1.0ポイント）増加しているが、全国平均の88.9%に比べ12.7ポイントと低く、さらなる汚水処理施設の整備が求められる状況である。

汚水処理施設のなかで、浄化槽は短期間に比較的少ない費用で設置できる利点があり、中山間地等の人口散在地域においては効率的な汚水処理システムであるため、今後より一層浄化槽の設置促進を図っていく必要がある。

また、浄化槽は適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われなければその機能を発揮しないことから、公共用水域等の水質保全を図る観点から、これらの普及啓発を行うとともに、法定検査の受検を促進していくことが不可欠である。

このため、当センターは、会員である島根県、各市町村、一般社団法人島根県浄化槽協会が連携して、次のとおり浄化槽設置の促進や浄化槽管理者に対する適正な維持管理の普及啓発、法定検査実施基数の拡大等に取り組む。

さらに、公益社団法人認定申請時からの懸案であったBOD分析機能を兼ね備えた新社屋について、BOD検査を11条検査の補完的な検査として実施する見通しが立ったので建設に向けて取り組むこととする。

1. 浄化槽法定検査・検査結果検討会事業

(1) 浄化槽法第7条及び第11条に定める水質に関する法定検査（以下「7条検査」及び「11条検査」という。）を行う。

11条検査については、「10人槽以下の単独処理浄化槽」をはじめ未受検浄化槽への検査拡大のため、目標検査基数を設定し、検査体制も充実させて受検率の更なる向上に努める。

（参考）

7条検査目標基数	1,000基	(26年度当初計画)	1,000基
11条検査目標基数	49,400基	"	48,100基
合計	50,400基	"	49,100基

(2) 未受検者に対しては、受検案内を送付するなどきめ細やかな対応を行い、法定検査の啓発に努める。

特に「10人槽以下の単独処理浄化槽」については、平成23年8月から24年7月にかけて全ての保健所管内の設置者に対し1回目の受検案内を送付し、さらに、1回目の案内で申込みのなかった設置者に対して、平成24年11月から平成25年9月にかけて2回目の受検案内を送付した。

未受検者に対しては継続的に啓発を行うことが重要であることから、3回目の受検案内を26年度中に実施することとしている。

なお、全ての浄化槽管理者の方に受検していただく必要があることから、合併浄化槽の未受検者と合わせて27年度以降も引き続き取り組んでいく。

(3) 浄化槽管理者の方だけではなく、一般住民の方にも浄化槽の維持管理の必要性を周知するために26年度に作成した受検啓発用ポスターを公的施設等に掲示していただくため、会員である島根県及び市町村に引き続き協力をお願いするとともに、効果的な啓発ができる新たな啓発方法についても検討する。

(4) 検査結果に基づく不適正事項のその後の措置状況について検討を行い、改善指導策を関係者と協議するため法定検査結果検討会を開催し、不適正浄化槽の改善に努める。

開催回数	東部地区、西部地区	各3回
構成員	県担当課、各保健所、浄化槽協会	

2. 浄化槽普及啓発事業

浄化槽設置基数の拡大を図るため、浄化槽の特徴、利点等について啓発媒体を用いて県民に広く啓発を行うとともに、全国浄化槽推進市町村協議会を通じて国に対し浄化槽施策の充実について要望を行う。

3. 行政担当者研修会の開催
浄化槽の整備や維持管理、法制度などの専門的知識を修得してもらうため、行政担当者を対象とした研修会を開催する。
 - (1) 開催回数 1回
 - (2) 開催時期 9月
 - (3) 対象 県並びに市町村の浄化槽担当者
4. 浄化槽推進検討会の開催
浄化槽を普及する具体的方策等の検討を行い関係行政機関に提案・要望したり、浄化槽の普及促進に関係者が連携した活動を行うため、公共団体職員、浄化槽の普及促進を行う関係団体で構成する浄化槽推進検討会を開催する。
 - (1) 開催回数 東部地区、西部地区 各1回
 - (2) 構成員 県関係課、各保健所、各市町村、浄化槽協会
5. 補助対象登録浄化槽実地調査事業
日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽（国庫交付金交付対象）が登録された性能を発揮しているかどうか、実地調査により実証する。
6. 新設浄化槽管理者普及啓発事業
新たに浄化槽を使用する者に対し、浄化槽の正しい使い方、適正な維持管理、法定検査の受検義務などについて啓発を行う。
 - (1) 設置者講習会の開催
島根県浄化槽協会と共催で、各保健所単位で開催する。
 - (2) 新設浄化槽管理者フォローアップ事業
島根県から委託を受け、浄化槽を新たに使用している管理者に対して、管理者の三つの責務（保守点検、清掃、法定検査）や適切な使用方法に関する理解を深めるための啓発資料を作成し、送付する。
7. BOD分析導入に向けた取り組み
 - (1) BOD分析導入のための資金の積立
法定検査項目の「生物化学的酸素要求量（BOD）」の分析を行う施設設備整備等に備え「資産取得資金（BOD分析施設等取得資金）」を積み立ててきたが、最終年度である26年度の決算剰余金を全額積み立てることとする（平成27年度7月に積立予定）。
 - (2) BOD分析機能を備えた新社屋の建設
26年度において、「BOD検査実施の考え方」について関係者（島根県浄化槽協会）に説明したが特段の異論がなかったためBOD分析施設の整備を行うこととする。なお、現在入居している島根県所有のビルからの退去を求められる情勢にあることからBODの検査・分析機能を備えた社屋の建設を行う。
8. 検査員研修事業
検査員の検査技術の向上並びに職員の資質向上のため、各種研修会に参加させるとともに、センター内研修等を年3回程度開催し、研修内容の充実を図ることにより資質の向上を図る。